

令和 7 年 12 月 5 日

お 客 さ ま 各 位

新潟県信用組合

自動貸金庫規定改定のお知らせ

平素は新潟県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督方針」の改正により、金融機関に貸金庫業務の適正化を図ることが求められていることから、以下のとおり自動貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

令和 8 年 1 月 1 日（木）

2. 対象規定

自動貸金庫規定

3. 改定内容

（1）主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくこと 等

（2）改定後の規定

こちらをご参照ください。☞ [「自動貸金庫規定」（PDF）](#)

4. ご留意点

（1）現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回以降の貸金庫ご利用の際に現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。

（2）なお、3.（1）②に記載の書面につきましては、令和8年1月以降を目途に、お届けいただいている住所あてにご案内させていただきますので、ご申告願います。

以上